

香美市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月策定

高知県香美市

目次

I はじめに

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	国及び県における取組の経緯	1
3	市における取組の経緯	2
4	市行動計画の作成	3
5	市行動計画における用語の定義	3

II 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1	新型インフルエンザ等対策の目的	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	6
5	対策推進のための役割分担	8
6	発生段階	10
7	市行動計画の主要項目	12

III 各段階における対策

未発生期	17
1 実施体制	17
2 情報提供・共有	18
3 まん延防止に関する措置	18
4 予防接種	19
5 医療	20
6 住民の生活及び地域経済安定の確保	21

海外発生期	22
1 実施体制	22
2 情報提供・共有	23
3 まん延防止に関する措置	23
4 予防接種	23
5 医療	24
6 住民の生活及び地域経済安定の確保	24

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）	26
1 実施体制	27
2 情報提供・共有	27
3 まん延防止に関する措置	27
4 予防接種	28
5 医療	29
6 住民の生活及び地域経済安定の確保	30
県内（国内）感染期	31
1 実施体制	31
2 情報提供・共有	32
3 まん延防止に関する措置	32
4 予防接種	33
5 医療	34
6 住民の生活及び地域経済安定の確保	34
小康期	36
1 実施体制	36
2 情報提供・共有	36
3 予防接種	36
4 医療	37
5 住民の生活及び地域経済安定の確保	37
（別紙1）新型インフルエンザ等対策の実施に係る香美市の体制について	38
（別紙2）香美市新型インフルエンザ等対策本部組織図	39
（別紙3）香美市新型インフルエンザ等対策本部各班の事務分掌	40
用語解説（文書中の★箇所を解説）	45
香美市新型インフルエンザ等対策本部条例	48
香美市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員名簿	49

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス^{★1}とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）^{★2}となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症^{★3}の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

そのため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）が制定された。

2 国及び県における取組の経緯

新型インフルエンザ対策に係る対策については、特措法の制定以前、平成 17 年に国及び県が「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分改定がされてきた。

平成 21 年に新型インフルエンザ（A/H1N1）^{★4}が世界的大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行ったが、この対策の実施を通じて、実際の現場での運用や病原性^{★5}が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、特措法を制定するとともに、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が、平成 25 年 12 月には「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が策定された。

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- (ア) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」^{★6}という。）
- (イ) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症^{★3}で、その感染力の強さから新型インフルエンザ^{★6}と同時に社会的影響が大きいもの

〈行動計画の対象とする感染症の定義〉

名 称		定 義
新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1項第1号)	新型 インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	再興型 インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
	新感染症 (感染症法第6条第9項)	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」より抜粋

3 市における取組の経緯

平成 21 年 5 月、「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 17 年 12 月策定）を踏まえ、新型インフルエンザ（A/H1N1）^{＊4}の対策として、「香美市新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定した。平成 24 年 12 月、特措法第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき「香美市新型インフルエンザ等対策本部条例」（以下「市対策本部条例」という。）を制定した。

平成 27 年 3 月、特措法第 8 条に基づき政府行動計画及び県行動計画を踏まえ「香美市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

4 市行動計画の作成

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示しており、病原性[★]の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性[★]の低い場合等、様々な状況で対応出来るよう、対策の選択肢を示すものである。

そして、市行動計画に基づき関係各課等において、具体的な対策を講じていくものとする。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、見直す必要がある場合は、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

5 市行動計画における用語の定義

ア 住民

本市に住所を有する者をいう。広義の解釈では他市町村から本市の地域に通園、通学、通勤する者及び入院等で本市に滞在する者も含める。

イ 関係各課

市長部局、教育委員会、消防本部、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会、上下水道課

ウ 要配慮者 「香美市地域防災計画」より抜粋

高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する者をいう。

(ア) 身体障害者手帳 1・2 級の者

(イ) 療育手帳 A1・A2 の者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の者

(エ) 要介護 1～5 の者

(オ) 難病患者（特定疾患受給者証所有者で県から情報提供のあった者）

(カ) 75 歳以上の独居及び 75 歳以上のみの世帯の者

(キ) 妊婦

(ク) 乳幼児

(ケ) 外国人

(コ) その他配慮を要する者

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題として位置付けるとともに、「住民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる」ことを目的とし、下記2点を「主たる対応項目」として対策を講じる。

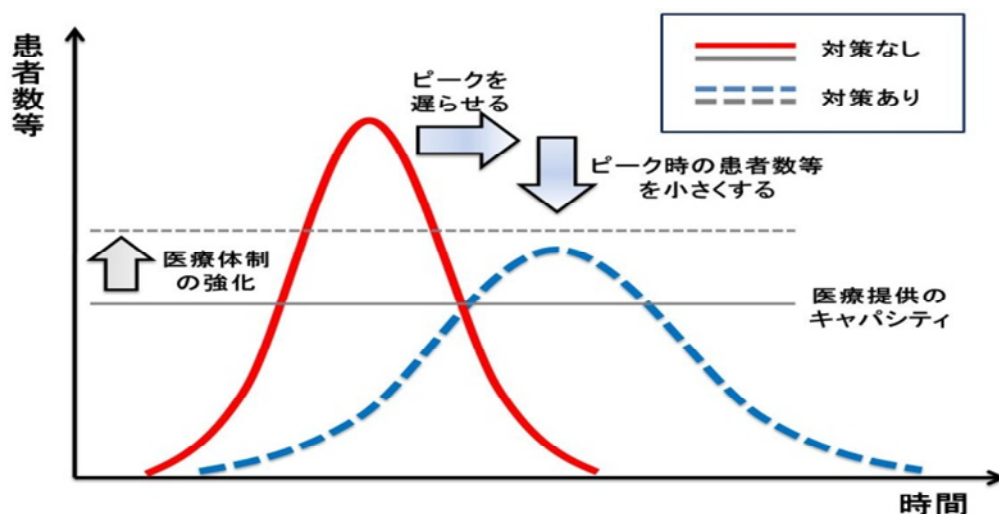
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する

- ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 住民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画[★]の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈 対策の効果 概念図 〉



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミック^{＊2}の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて一連の流れをもった対策を確立する。具体的な対策については、III 各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性^{＊5}・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、市の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行の可能性及び対策そのものが住民の生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案のうえ、県と連携し、市行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

県内で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や住民の生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関^{＊8}による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。そのため、新型インフルエンザ等対策として日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策を基本とする。特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い、重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新感染症^{＊3}が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市又は指定（地方）公共機関^{＊8}は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法、その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が実施する措置（検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用や制限の要請等、臨時の医療施設^{＊9}の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売り渡しの要請等）への協力及び市が実施する措置に当たって、住民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、住民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 関係機関相互の連携協力の確保

香美市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、高知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）及び近隣の市町村新型インフルエンザ等対策本部等と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

また、必要がある場合には、市対策本部長は県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(3) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、必要に応じて公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）^{＊10}に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率^{＊11}となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性^{＊5}や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画及び県行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定した。

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- (ア) 全人口の25%が新型インフルエンザ^{★6}に罹患すると想定して推計した。
- (イ) 入院患者数及び死亡者数については、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率^{★11}0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率^{★11}2.0%として数の上限を推定した。
- (ウ) 当該推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬^{★12}等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- (エ) 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (オ) 新感染症^{★3}については、未知の感染症であるため、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症^{★3}も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫・接触感染を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。
- (カ) 高知県は高齢化率が高いことから、国の推定値より健康被害が大きくなる可能性がある。

(2) 新型インフルエンザ^{★6}が発生した場合の患者数の試算

- (ア) 国の想定を単純に香美市の平成26年10月の人口（約27,213人）との比で試算
- (イ) 中等度はアジアインフルエンザ等を参考に致命率0.53%として数の上限を推定
- (ウ) 重度は、スペインインフルエンザを参考に致命率2.0%として数の上限を推定

〈新型インフルエンザ発生時の被害想定〉

			全国	高知県	香美市
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)			1,740万人 (最小1,300万人～ 最大2,500万人)	103,561人 (最小77,373人～ 最大148,795人)	3,739人 (最小2,793人～ 最大5,372人)
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人	3,154人	114人
		重度	200万人	11,903人	430人
	死亡者数	中等度	17万人	1,011人	37人
		重度	64万人	3,809人	138人
1日当りの最大入院患者数		中等度	10.1万人	601人	22人
		重度	39.9万人	2,374人	86人

(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のよう
な影響が一つの例として想定される。

(ア) 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。

(イ) 罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。

(ウ) 罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場
に復帰する。

(エ) ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%
程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学
校・保育施設の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）
のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピー
ク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、国、県、市、関係機関及び住民
が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的
確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関*8が実施する新型インフ
ルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備
する責務を有する。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基
づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域にお
いて関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

ア 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っ
ており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主
体的な判断と対応を行う。

イ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の
生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方
針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊

密な連携を図る。

新型インフルエンザ等の発生前は、市行動計画の枠組みを通じ、情報の共有と対策の協議・調整を行い、全庁一体となった取り組みを総合的に推進する。

関係各課では、市行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくと共に、必要最小限の行政サービスを維持するため、事業継続計画^{★7}の策定に努める。

市は、県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、住民の感染予防策の徹底に努める。

国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに市対策本部を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となって対策を進める。

(3) 医療機関等の役割

新型インフルエンザ等による住民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携を進める。

(4) 学校・通所施設等^{★13}の役割

日頃から入所者または児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。

未発生期の段階から、全国的に実施されるサーベイランス^{★14}に協力する。

新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

(5) 指定（地方）公共機関^{★8}の役割

指定（地方）公共機関^{★8}は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができ

るよう新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から県が勧告・要請する感染対策の徹底を行う。

(8) 住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 発生段階

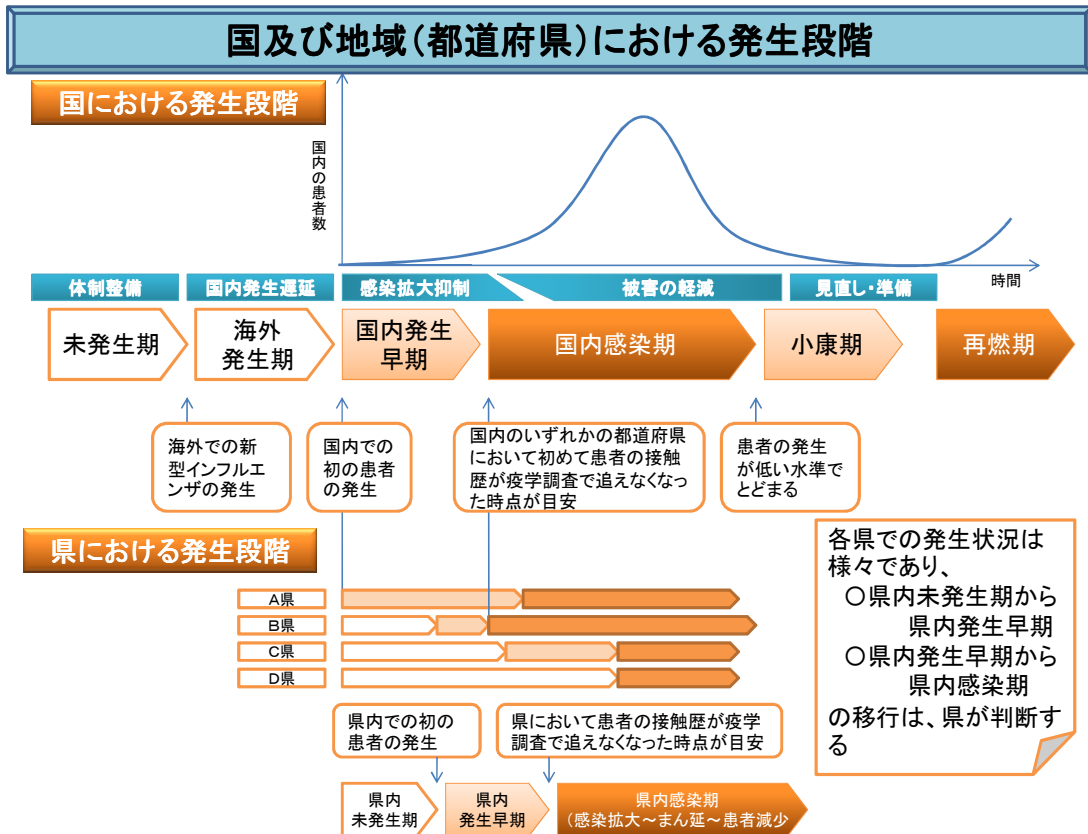
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

また地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は県内における発生段階を定め、その移行については、国と協議のうえで、県が判断する。

国、県、市、関係機関等では、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発令された場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

〈国及び高知県における発生段階〉

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状況
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態 (県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態



7 市行動計画の主要項目

市行動計画は、その目標と対策を「実施体制」、「情報提供・共有」、「まん延防止に関する措置」、「予防接種」、「医療」、「住民の生活及び地域経済の安定の確保に関する措置」の6項目に分けている。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等について以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性^{＊5}が高く感染力が強い場合、多数の住民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市、指定（地方）公共機関^{＊8}等・事業者等が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生前は市行動計画の枠組みを通じ、防災対策課、健康介護支援課を中心として、全庁一体となった取り組みを推進する。さらに県や指定（地方）公共機関^{＊8}等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
- (イ) 新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発令されていない場合であっても、情報の共有を図り、速やかに市対策本部に移行できるよう香美市新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下「市対策警戒本部」という。）を設置する。
- (ウ) 国が緊急事態宣言を発令した場合は、速やかに特措法及び市対策本部条例に基づく市対策本部を設置し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、一体となって対策を進める。
- (エ) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る推進体制は別紙1のとおりである。
- (オ) 市対策本部の組織図は別紙2、各対策部の班編成及び事務分掌は別紙3のとおりである。

(2) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

(ア) 市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、薬局、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必要である。

(イ) コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

(ア) 住民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であること

が考えられるため、外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における住民等への情報提供

- (ア) 情報提供は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを住民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。
- (イ) 発生前の適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に住民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康介護支援課や教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧な情報提供を行う。

エ 発生時における住民等への情報提供

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- (イ) 住民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- (ウ) 新型インフルエンザ[＊]は、誰もが感染する可能性があり、感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること、などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることとする。
- (エ) 住民の情報収集の利便性の向上のため、市から直接、住民に対する情報提供を行う手段として、ホームページを活用する。

オ 情報提供体制

- (ア) 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図る事が肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。
- (イ) 健康介護支援課及び防災対策課は総務課と事前に協議し、関係各課との情報共有を図り、広報体制を構築する。

- (ウ) 広報担当者は広報（取材）対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。
- (エ) 市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うことから、海外発生期以降においては、住民からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(3) まん延防止に関する措置

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせ、体制の整備を図るための時間を確保する。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療が対応可能な範囲内に収まるように医療体制を維持する。

また、個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行う。

ア 個人における対策

- (ア) マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように周知する。
- (イ) 地域における発生の初期段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や患者の同居者等の濃厚接触者^{*15}に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置に協力する。
- (ウ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出の自粛要請等を行った場合には、市は迅速な対策が行われるよう住民や事業者等に周知をする。

イ 地域対策・職場対策

- (ア) 地域における発生の初期段階から、個人における対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態において、県が施設の使用制限の要請等を行った場合は、市は関係施設と連携して迅速に周知をする。
- (ウ) 特に感染リスクが高いとされている学校や保育施設等については、施設の使用制限を含め、最優先で対応するという認識のもと、平時から感染予防対策等の啓発を実施する。

(4) 予防接種

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を維持することは、新型インフルエンザ等に

よる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新型インフルエンザ対策のワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン^{★16}とパンデミックワクチン^{★17}の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、新型インフルエンザ^{★6}の予防接種について記載する。

ア 特定接種

- (ア) 特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）において政府対策本部長が、その緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種（以下「特定接種」という。）をいう。
- (イ) 特定接種の対象者は、登録事業者のうちこれらの業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員である。
- (ウ) 特定接種の実施について、登録事業者及び国家公務員については国が実施主体として、地方公務員に対しては県又は市が実施主体として、集団的な接種を行うことを原則に実施する。
- (エ) 特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチン^{★16}が有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に有効性が低い場合には、パンデミックワクチン^{★17}を用いる。
- (オ) 市は、市職員の特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

イ 住民接種

- (ア) 特措法では、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が発令されている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種、また、緊急事態宣言が発令されていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）を行う。
- (イ) 住民接種については、市が実施主体として、集団的な接種を行うことを原則に実施する。
- (ウ) 市は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて、政府対策本部において、医療提供、国民生活、国民経済の状況により、総合的に判断、決定される。

(5) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的に急速にまん延し、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等が発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関^{＊8}である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関を支援する。

ア 発生前における医療体制の整備

(ア) 市は、中央東福祉保健所（以下「保健所」という。）を中心とした郡医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。

イ 発生時における医療体制の維持・確保

(ア) 市は、県等が「帰国者・接触者相談センター^{＊19}」を設置した場合、その周知を図る。

(イ) 帰国者・接触者外来^{＊18}等の地域における医療体制について、情報提供を行う。

(6) 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度、続くと言われている。また、本人及び家族の罹患により、住民の生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足のおそれがある。住民の生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国や県、市、医療機関、薬局、指定（地方）公共機関^{＊8}及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階は、あくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期

【状況】

- (1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- (2) 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルス*1が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

【目的】

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国、県が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、市行動計画に基づき連携を図りながら、対応体制の構築や訓練の実施、人材育成等事前の準備を推進する。
- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- (3) 国、県が提供する海外での発生状況等の情報を継続的に収集する。

1 実施体制

(1) 行動計画等の作成

- (ア) 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していくこととする。 (健康介護支援課・防災対策課)

(2) 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化

- (ア) 市は、市における取組体制を整備・強化するために、庁議等で初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画*1の策定に努める。 (関係各課)

- (イ) 市は新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から県、他の市町村等と相互に連携し、また必要に応じて警察、消防機関とも情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
(防災対策課・健康介護支援課)

2 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- (ア) 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
(健康介護支援課・防災対策課)
- (イ) 市は、ホームページ・広報誌等を通じ、季節性インフルエンザに対しても実施すべき手洗い、マスク着用、咳エチケット、うがい等の個人レベルの感染対策の普及を図る。
(健康介護支援課)

(2) 体制整備等

- (ア) 市は、発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係各課での情報共有体制を整備する。
(健康介護支援課・防災対策課)
- (イ) 市は、新型インフルエンザ等発生時に住民からの相談に応じるため、国及び県からの要請に基づいて相談窓口（コールセンター等）を設置する準備を進める。
(健康介護支援課・防災対策課)
- (ウ) 市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施する。
(健康介護支援課・防災対策課)
- (エ) 市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。
(健康介護支援課・防災対策課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

- (ア) 市は、住民に対し手洗い、マスク着用、咳エチケット、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター^{★19)}に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。
(健康介護支援課)
- (イ) 新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策

についての理解促進を図る。 (健康介護支援課)

(2) 地域対策・職場対策の周知

(ア) 市内の事業者等に対して、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策及び患者発生時の対応についても周知を図る準備を行う。
(健康介護支援課・防災対策課)

(3) 学校・施設等への対応

(ア) 学校や福祉施設などの施設に対して、感染対策を啓発し、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限等を含めた患者発生時の対応等について、あらかじめ検討するように周知を図るための準備を行う。
(健康介護支援課・防災対策課)

(4) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

(ア) 県と連携して、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関との連携を強化する。(健康介護支援課)

4 予防接種

(1) 特定接種

ア 特定接種の位置づけ

(ア) 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種として実施する。
(イ) 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施する。

イ 特定接種の準備

(ア) 市の職員に対する特定接種については、市の体制に応じて集団的な接種を行うことを基本に予防接種の実施計画を策定する。(健康介護支援課・総務課)
(イ) 市の特定接種の対象となり得る職員については、対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。(健康介護支援課・総務課)
(ウ) 市は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(健康介護支援課)
(エ) 市は、特措法第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務又は施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力する。(健康介護支援課)
(オ) 市は、業種を担当する府省庁が、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合や、登録内容について

- て確認を行う場合に必要に応じて協力する。 (健康介護支援課)
- (カ) 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。 (健康介護支援課)

(2) 住民接種

ア 住民接種の位置づけ

- (ア) 住民接種は、全住民を対象とする。
- (イ) 実施主体である市が接種を実施する対象者は、市内に居住する者を原則とする。
- (ウ) 上記以外の住民接種の対象者は国の取り決めに従う。

イ 住民接種の準備

- (ア) 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する全住民が速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。 (健康介護支援課)
- (イ) 市は、速やかに住民接種をすることができるよう、国及び県、医師会、事業者、学校関係者等の協力を得て接種体制を構築する。 (健康介護支援課)
- (ウ) 会場については、原則、学校・保育所・保健センターなどの公的な施設を活用するか、医学的ハイリスク者については、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。 (健康介護支援課)
- (エ) 市は、円滑な接種の実施のために、市町村間で広域的な協定の締結等、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。 (健康介護支援課)
- (オ) 市は、地域の実情に応じて、集団的な接種を行うことを基本として予防接種の実施計画を策定する。 (健康介護支援課)

(3) 情報提供

- (ア) 市は県等と連携して新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報を積極的に提供し、住民の理解促進を図る。 (健康介護支援課)

5 医療

(1) 地域医療体制の整備

- (ア) 市は、郡医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関等の関係者からなる、保健所が設置する対策会議への参加など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備に協力する。 (健康介護支援課)

(2) 研修、訓練等

(ア) 市は、県が作成する医療に関する各マニュアルに沿って、医療従事者等に対し行われる、県内発生を想定した研修や訓練に協力する。

(健康介護支援課・防災対策課)

6 住民の生活及び地域経済安定の確保

(1) 要配慮者への生活支援

(ア) 市は、地域感染期における要配慮者への生活支援、搬送、死亡等の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し、要配慮者の把握と共にその具体的な手続きを決めておくようにする。

(福祉事務所・健康介護支援課)

(イ) 市は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。

(福祉事務所・健康介護支援課)

(ウ) 市は、災害時における要配慮者の名簿を、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者のリストとして活用する。

(福祉事務所・健康介護支援課)

(2) 火葬能力等の把握

(ア) 市は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。

(市民保険課・防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所)

(イ) 市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図ると共に、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

(市民保険課・防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所)

(3) 物資及び資材の備蓄等

(ア) 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等の備蓄を行うとともに、施設及び設備を整備する。

(健康介護支援課・防災対策課・管財課)

海外発生期

【状況】

- (1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- (2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- (3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等様々な状況。

【目的】

- (1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- (2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。国、県が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

【対策の考え方】

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性*⁵や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性*⁵・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- (2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- (3) 県内発生した場合には早期に発見出来るよう県内のサーベイランス*¹⁴・情報収集体制を強化する。
- (4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促す。
- (5) 検疫等により県内発生をできるだけ遅らせ、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、住民の生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン*¹⁶の接種等県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 体制強化等

- (ア) 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、情報の共有と課長会等を行い、関係各課で国の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対処方針に基づき、県の情報提供も得ながら、迅速かつ適切な対策を実施する。また、県と連携しながら市対策警戒本部設置準備、市行動計画等に基づく事前準備を開始する。

(防災対策課・健康介護支援課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

(ア) 市は、県が行う住民に対する情報提供（海外での発生状況、現在の対策等）、注意喚起について協力する。 (防災対策課・健康介護支援課)

(2) 相談窓口の設置

(ア) 市は、国及び県からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。 (防災対策課・健康介護支援課)

(3) 情報共有

(ア) 市は国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。 (防災対策課・健康介護支援課)

(4) 情報提供方法

(ア) 市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報入手し、住民への情報提供に努める。 (防災対策課・健康介護支援課)

(イ) 市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センター^{★19}や帰国者・接触者外来^{★18}に関する情報を住民に提供する。 (防災対策課・健康介護支援課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 感染対策の実施

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に、国及び県から発出される感染症危険情報を住民や事業所等に周知するとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 (防災対策課・健康介護支援課)

4 予防接種

(1) 特定接種

ア 特定接種の実施

(ア) 市は国が特定接種の実施を決定した場合は、国、県と連携して市の特定接種対

- 象者に、本人の同意を得て特定接種を行う。 (健康介護支援課・総務課)
- (イ) 特定接種の対象者は、市対策本部の意思決定、総合調整に関する本部職員及び事務局職員、住民接種の実施に関する職員及び要配慮者への支援職員、消防署職員等、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員で、その職務、接種順位等は国の取り決めに従い実施する。 (健康介護支援課)
- (ウ) 特定接種の実施は、国において定められる特定接種に関する実施要領等に基づき、市の予防接種体制に応じた予防接種の実施マニュアル等を別に作成するものとする。 (健康介護支援課)

(2) 住民接種

ア 住民接種の準備

- (ア) 市は、国、県の要請に基づき、予防接種を全住民が速やかに接種できるよう、具体的な接種体制の構築の準備を進める。 (健康介護支援課)

- (イ) 住民接種の実施は、国において定められる住民接種に関する実施要領等に基づき、市の予防接種体制に応じた予防接種実施のマニュアル等を別に作成するものとする。 (健康介護支援課)

イ 住民接種の広報・相談

- (イ) 市は、住民に対して、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。 (健康介護支援課・防災対策課)

5 医療

(1) 住民への周知

- (ア) 市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センター^{★19}を通じて、帰国者・接触者外来^{★18}を受診するよう周知する。 (防災対策課・健康介護支援課)

6 住民の生活及び地域経済安定の確保

(1) 要配慮者対策

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認さ

れたことを要配慮者や協力者へ連絡する。 (健康介護支援課・福祉事務所)

(2) 遺体の火葬・安置

(ア) 市は、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請が国から県を通じて行われた場合に対応する。

(防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所・市民保険課)

県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）

【状況】

《県内未発生期》

- (1) 県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

《県内発生早期》

- (1) 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

〈国内発生早期〉

- (1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- (2) 地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- (1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

【対策の考え方】

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- (2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- (3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報を出来るだけ集約し、医療機関に提供する。
- (4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- (5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び地域経済の安定確保のための準備等感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- (6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は出来るだけ速やかに実施する。

1 実施体制

（1）実施体制

（ア）市は国内において新型インフルエンザ等が発生した場合には、県との連携を強化し、必要に応じ市対策警戒本部会議を開催し、対策を協議する。

（防災対策課・健康介護支援課）

（2）市対策本部または市警戒本部の設置

（ア）市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。また、緊急事態宣言が発令されていない場合であっても、必要があれば市対策警戒本部を設置する。

（防災対策課・健康介護支援課）

2 情報提供・共有

（1）情報提供

（ア）市は県等と連携し、住民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。（防災対策課・健康介護支援課）

（2）相談窓口の体制充実・強化

（ア）市は、県からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

（健康介護支援課・防災対策課）

3 まん延防止に関する措置

（1）感染対策実施

（ア）市は、県等が業界団体等を経由し、又は直接住民、事業者等に対して行う次の要請の周知に協力する。

a 住民、事業所、福祉施設等に対する、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等、基本的な感染対策等の勧奨。また、事業所に対する当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診勧奨の要請。（健康介護支援課・防災対策課・福祉事務所・産業振興課）

b 事業者に対する、職場における感染予防策の徹底の要請。

（健康介護支援課・防災対策課・福祉事務所・産業振興課）

c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校の設置者等に対して、

Ⅲ 各段階における対策【県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）】

学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すことと、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施の要請。

（教育振興課）

d 公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策の実施の要請。（防災対策課・健康介護支援課・まちづくり推進課）

(イ) 市は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

（健康介護支援課）

4 予防接種

〈 緊急事態宣言が発令されていない場合の措置 〉

(1) 住民接種の実施

(ア) パンデミックワクチン^{★17}が全国民分製造されるまで一定期間を要するが、市は、供給可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、優先対象者、接種順位など、接種に関する情報提供を開始する。（健康介護支援課）

(2) 住民接種の留意事項

(ア) 以下の項目については、緊急事態宣言が発令されている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」または緊急事態宣言が発令されていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新たな臨時接種）両方の留意点について記載する。

a 市は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するほか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康介護支援課）

(イ) 集団的接種は下記の集団接種を原則とする。

a 地域での集団接種：接種会場に対象者を参集して予防接種を実施する。

b 施設での集団接種：学校、医療機関、社会福祉施設等において学生、入所者など、すでに形成されている集団に予防接種を実施する。（健康介護支援課）

(ウ) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を行う。（健康介護支援課）

（３）住民接種の広報・相談

（ア）市は、実施主体として、住民から住民接種についての基本的な相談に応じる。
（健康介護支援課）

（イ）病原性^{★５}の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
（健康介護支援課）

〈 緊急事態宣言が発令されている場合の措置 〉

（１）住民接種の実施

（ア）市は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。
（健康介護支援課）

（２）住民接種の留意事項

（ア）住民に対する予防接種の留意点は、緊急事態宣言が発令されていない場合の措置に準じる。

（３）住民接種の広報・相談

（ア）病原性^{★５}の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであることから、市は次のことに留意して広報を行う。
（健康介護支援課）

a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開する。

c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

（イ）市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。
（健康介護支援課）

5 医療

（１）住民への周知

（ア）市は、海外発生期に引き続き、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から相談があった場合は、帰国者・接触者相談センター^{★１９}を通じて、帰国者・接触者外来^{★１８}を受診するよう周知する。
（健康介護支援課）

6 住民の生活及び地域経済安定の確保

(1) 要配慮者対策

(ア) 市は、市行動計画に基づき、要配慮者への対策を実施する。

(健康介護支援課・福祉事務所)

(イ) 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた支援体制に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。

(防災対策課・福祉事務所・管財課)

(ウ) 新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合、市は国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

(防災対策課・福祉事務所・健康介護支援課・管財課)

(2) 遺体の火葬・安置

(ア) 市は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、地域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。

(防災対策課・管財課)

(イ) 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、準備している臨時遺体安置所を活用した遺体の保存を適切に行う。

(防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所・市民保険課)

< 緊急事態宣言が発令されている場合の措置 >

(1) 水の安定供給

(ア) 水道事業者である市は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(上下水道課)

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないように、また、買い占め及び売り惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(防災対策課・産業振興課)

県内（国内）感染期

【状況】

- (1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- (2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- (3) 国内でも地域によって状況が異なる可能性がある。

【目的】

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 住民の生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。

【対策の考え方】

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- (2) 地域ごとに発生状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、市が実施すべき対策の判断を行う。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- (4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにして健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 欠勤者の増大が予測されるが、住民の生活及び地域経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動を出来る限り継続する。
- (7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、出来るだけ速やかに実施する。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小、中止を図る。

1 実施体制

(1) 市対策本部の設置

- (ア) 市は、緊急事態宣言が発令された場合、速やかに市対策本部を設置する。

(防災対策課・健康介護支援課)

(イ) 市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第 38 条及び第 39 条の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置を要請する。

(防災対策課・健康介護支援課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

(ア) 市は引き続き県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体、機関を活用し、住民に対して、国内外での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

(防災対策課・健康介護支援課)

(イ) 市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内での今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(健康介護支援課・防災対策課・まちづくり推進課)

(2) 相談体制の継続

(ア) 市は、県からの要請に従い、国から配布される Q & A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができる体制を継続する。

(防災対策課・健康介護支援課)

3 まん延防止に関する措置

(1) 地域内でのまん延防止対策

(ア) 市は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

a 住民、事業所、福祉施設等に対する、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請。

(健康介護支援課・防災対策課・福祉事務所・産業振興課)

b 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請。

(健康介護支援課・防災対策課・福祉事務所・産業振興課)

c ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請。

（教育振興課）

d 公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請。

（健康介護支援課・防災対策課・まちづくり推進課）

(イ) 市は、県の要請により、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。

（健康介護支援課・福祉事務所）

4 予防接種

〈 緊急事態宣言が発令されていない場合 〉

（1）住民接種の実施

（ア）市は、緊急事態宣言が発令されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新たな臨時接種を進める。 （健康介護支援課）

（2）住民接種の留意事項

（ア）住民接種実施についての留意事項は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項に準じる。

（3）住民接種の広報・相談

（ア）住民接種実施についての広報・相談は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項の〈緊急事態宣言が発令されていない場合の措置〉の項に準じる。

〈 緊急事態宣言が発令されている場合の措置 〉

（1）住民接種の実施

（ア）市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 （健康介護支援課）

（2）住民接種の留意事項

（ア）住民接種実施についての留意事項は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項に準じる。

（3）住民接種の広報・相談

（ア）住民接種実施についての広報・相談は、県内未発生期・県内発生早期（国内発

生早期) の項の〈緊急事態宣言が発令されている場合の措置〉の項に準じる。

5 医療

(1) 住民への周知

(ア) 市は、県が決定する県内感染期の対応について住民に周知する。
(健康介護支援課・防災対策課)

(2) 在宅で療養する患者への支援

(ア) 市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う。
(健康介護支援課)

6 住民の生活及び地域経済安定の確保

(1) 要配慮者対策

(ア) 市は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、要配慮者に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。(防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所・管財課)

(イ) 市は、国及び県から在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。(健康介護支援課・福祉事務所)

(2) 遺体の火葬・安置

(ア) 市は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
(防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所・市民保険課)

〈緊急事態宣言が発令されている場合の措置〉

(1) 水の安定供給

(ア) 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
(上下水道課)

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

(ア) 市は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
(防災対策課・産業振興課)

(イ) 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生じるおそれがある時は、国及び県と連携して適切な措置を講ずる。

Ⅲ 各段階における対策【県内（国内）感染期】

(防災対策課・産業振興課)

(4) 遺体の火葬・安置

(ア) 市は火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請が国から県を通じ行われた場合に、対応する。 (防災対策課・市民保険課)

(イ) 市は死亡者が増加し、火葬能力の限界を超える事が明らかになったとき、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請が国から県を通じて受けた場合に対応する。 (防災対策課・健康介護支援課・福祉事務所・市民保険課)

小康期

【状況】

- (1) 新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- (2) 大流行はいったん終息している状況。

【目的】

- (1) 住民の生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

【対策の考え方】

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 市対策本部の廃止

- (ア) 市は、緊急事態解除宣言が発令されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。
(防災対策課・健康介護支援課)

2 情報提供・共有

(1) 情報提供

- (ア) 市は、引き続き、住民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
(防災対策課・健康介護支援課)

(2) 相談体制

- (ア) 市は、状況を見ながら相談窓口の体制を縮小する。
(防災対策課・健康介護支援課)

3 予防接種

(1) 住民接種の実施

- (ア) 市は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言が発令されていない場合においては、

予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。 (健康介護支援課)

(イ) 市は、緊急事態宣言が発令されている場合は、特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 (健康介護支援課)

(2) 住民接種の留意事項

(ア) 住民接種実施についての留意事項は、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の項に準じる。

(3) 住民接種の広報・相談

(ア) 住民接種の広報・相談については、県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）の＜緊急事態宣言が発令されていない場合＞及び＜緊急事態宣言が発令されている場合＞の項に準じる。

4 医療

(1) 在宅で療養する患者への支援

(ア) 市は、新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援を行う。 (健康介護支援課)

5 住民の生活及び地域経済安定の確保

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

(ア) 市は、国、県、指定（地方）公共機関*⁸と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。 (防災対策課・健康介護支援課)